

日立争議についての神奈川労連の「見解と態度」

00、10、25

神奈川労連第4回幹事会

1、神奈川労連は日立争議について重視をし、神奈川日立争議団の要請に基づき神奈川労連の幹事会で確認の上で、支援共闘会議発足時より池田事務局次長を代表委員に派遣し、取り組みをすすめてきました。神奈川労連は日立争議について全国的な統一闘争と原告職場の要求と闘いを基礎にして支援を進め、この立場を一貫し貫くことが取り組みを進める上で重要であると、強調してきました。そして日立争議を解決させるために「団結を回復し統一して取り組む」ことが重要だという基本的な態度を堅持して対応してきました。

2、2000年10月10日、日立神奈川争議団が神奈川労連に「日立争議と今後の対応についてと題する神奈川労連文書等に対する見解」を提出しました。(内容は別記一前回幹事会で文書配布)。なお、この「見解」は9月29日の神奈川日立支援共闘幹事会で確認し、10月4日の日立神奈川争議団で確認したとのことです。

また、神奈川日立支援共闘会議の「日立闘争の経過—全労連、1都2県との関係を中心に」も資料として持参しました。

3、神奈川日立支援共闘、日立争議団は「事実に基づかない部分がある」として「見解」を明らかにし「経過」を公表したとしています。しかし、この間の「見解」や「経過」については4役会議で協議し、幹事会で論議し協議してきた内容です。今回突然報告したのもでもありませんし、非公開にしていたものでもありません。神奈川労連の4役会議、幹事会で協議した内容が支援共闘会議に報告されていなかったとすれば残念なことであり、神奈川労連から代表委員として派遣されていた池田前事務局次長の重大な問題といわざるを得ません。

4、1都(東京)2県(茨城・愛知)の「支援共闘」と神奈川支援共闘が統一できず現在を迎えたことは日立神奈川争議団にとって残念な事態です。この間の努力が実らなかったということになります。要求はどうだったのか。組織体制はどうだったのかを考えてみるのが大切だと考えます。

(1) 要求内容と神奈川労連の見解について(2000年3月8日第13回幹事会より)

1) 要求について

①バックペイの要求と期間

イ)1都2県は差別当時からを期間として要求

ロ)神奈川は民法上で定められている範囲を要求

②訴外者の扱いと要求

イ) 1都2県は訴外者の要求も提出し交渉する

ロ)神奈川は是正を要求するが支援共闘として責任はもたない

2) 神奈川労連としての見解

①神奈川の原告(争議団)の要求はバックペイの要求期間において全体の要求の範囲内のもので統一が可能なものとする。

②訴外者の要求も取上げ闘うことが当然と考える。それは差別是正の闘いは裁判に訴えた人の権利救済はもちろんだが職場の一切の差別をなくす闘いのためにも役割を発揮すべきものであり私たちはそのために広範な支援を呼び掛け闘いをすすめている。神奈川労連として要求で統一できる問題であり「全国的な統一の態度」を堅持し対応する

(2) 組織体制について(2000、9、27神奈川労連第2回幹事会に提起)

①全労連が日立争議にかかわったのは以前より田中争議(残業を拒否して解雇)を取り組んできた経緯がある。さらに1都2県(東京、茨城、愛知)の労連および1都2県の日立争議団が全労連へ取組みを要請した。全労連として神奈川も含めて統一してほしいと神奈川労連にも要請があり、神奈川の参加がない中で争議支援中央連絡会は準備会としてすすめられてきた。

②そしてこの間の原告団同士の話し合いで要求では全体として一致できるということになった。(3月7日「1都2県と日立神奈川争議団の代表懇談」確認事項一別記参照)その後、「確認事項」に基づいた話し合いが3月28日全労連事務所で神奈川労連菊谷事務局長、池田事務局次長(当時)と神奈川日立争議佐藤原告団長と全労連西川副議長、井筒幹事、中央連絡会準備会の田中氏と堀口氏で行われた。その席で、組織体制について西川副議長より、中央支援共闘(準備会)メンバーに神奈川を加えた新たな体制にするということについて提起がされた。持ち帰って検討の上で提起に基づき神奈川労連は了解できるし、組織問題で統一を阻害すべきでないとの態度を明らかにした。しかし神奈川支援共闘として「無条件で中央連絡会(準備会)に入れというもの」で了解ができないという態度を示した。

5、神奈川日立支援共闘の運営で検討してほしいことは次のことです。

(1)「見解」および「支援共闘の日立闘争の経過」については支援共闘の主要な構成団体である神奈川労連に一切相談もなく「確認」となっています。

神奈川労連から代表委員に派遣されている池田前事務局次長からも「支援共闘の日立闘争の経過」について一切報告はされていません。重要な方針の決定や判断について主要な構成団体の意見を聞かないで運営することは支援共闘会議の統一と団結を弱めることとなります。今後とも神奈川労連および構成団体との十分な協議を要請します。

(2) 神奈川労連から代表委員として送り出してきた池田前事務局次長が神奈川労連退職に伴い、当然次期派遣役員は変更になるにもかかわらず支援共闘会議より神奈川労連への代表委員の要請がありません。この件について10月14日、支援共闘の役員に聞いたところ次のことが明らかになりました。①池田氏を神奈川労連に個人指名で要請したものであり、神奈川労連が代表委員の指定ポストではない。重要な時期なので代表委員は変更しないで進める考えだ。また原告の意見も尊重して検討していきたい。②支援共闘会議の総会はいままでも開いていないし、開くことは今の情勢では難しいのではないかと考える③構成団体、幹事団体については正確な把握が出来ていない。

(3) 支援共闘会議は「会則」第3条(構成と任務)に「この会は賛同する団体で構成」と明記されているように、個人の結集体として構成されているものではありません。神奈川労連は神奈川のローカルセンターとしてこの間、日立争議支援行動を取り組み、大会後の第1回幹事会で支援共闘の担当役員を確認し代表委員は個人としておくりだしているのではなく、神奈川労連の代表として送り出してきたものです。「会則」や「この間の経緯」を無視して神奈川労連の代表委員を拒否するのであれば支援共闘の組織のあり方が問われます。神奈川労連に支援共闘の中で責任ある取り組みを求めるのであれば引き続き代表委員を要請することは当然のことです。また総会は「会則」第4条(運営)に「総会は年に1回開催する」となっており重要な時期であるだけに開催をすることは求められています。

(4) 10・13総行動において小田原工場も門前宣伝と申入れ行動が最終的には行われましたが、小田原工場の原告が支援共闘の方針に反対していることを理由の1つに挙げて小田原工場の門前宣伝と申入れについて支援共闘の会議で異論がだされ、中止の意向が出されたことは、あくまで原告の統一した意思を尊重し争議団も支援共闘も一体で取り組むべきであって支援共闘に従わないものには「中止」などとする態度は問題です。しかも総行動は大企業を社会的に包囲する行動として日立を位置付けており支援共闘の判断だけで行動を決められるものではありません。支援共闘のあり方が問われる問題です。6、7月28日の日立の1日行動としての「県への申し入れ」については大会で代議員から質問があり幹事会で確認をした上で回答し、全体で確認した内容です。

(1) 回答した内容の主旨は次の通りです。

1) 7月28日の申し入れにあたって神奈川労連高橋議長へ原告団から申し入れ文書について話しがあったのは7月23日の東芝大宣伝行動の時であり神奈川労連が支援共闘の主要な一員として作成にあたって本来協議があつてしるべきではないかと思えます。

2) さらに内容についてですが争議団として県へ申し入れることの異論をいっているわけではありません。しかし神奈川労連として申し入れるには組織での検討が必要だということです。その理由は次の通りです。

①「日立のリストラをやめるよう働きかけてほしい」それを阻むのであれば「指名停止の」措置の要請は自治体として対応することが妥当であるのか

②「地労委の決定または判決」で「自治体の競争入札指名停止の措置」をということについて現在県は「最高裁で確定した事件」についても指名停止措置をとっていません。このようなもとでどういう要求にしたらよいのか、県春闘共闘会議の場でも意見がだされており県民的合意をどう勝ち取っていくのかなど検討が必要ではないかということです。日立を含めた大企業労働者、弁護士、政党も入った「リストラ対策会議」などでぜひ検討をしていく課題だと考え申し入れの内容について検討する時間がほしいと対応したものです。

(2) 9月18日、「リストラ」対策会議を開催し、日立問題の自治体要請についての検討を行い、別記のようにまとめました。なお、このまとめは日立争議団の佐藤団長に伝えるとともに10月11日の神奈川労連の幹事会で報告をしました。

7、日立は日本有数の大企業であり、この企業に対する争議は日立労働者だけでなく、大企業労働者をはじめ多くの働く仲間にとっての問題でもあります。

全労連がナショナルセンターとしてその機能を発揮し、1都2県の都県労連だけでなく、全国一般やJMUIUなどの単産を含めた体制で争議を闘い、大きな成果をあげ、勝利しました。その内容は①田中解雇争議を全体の争議とあわせて解決②賃金昇格差別を是正させた③未提訴の利害関係人として職場でも差別されてきた33名の仲間も賃金、職位を是正させ解決金支払いの対象とさせたなど高く評価されるものです。多くの日立の労働者と闘う労働者、労働組合を激励する内容です。全労連のナショナルセンターとしての存在価値を示しました。

8、神奈川日立争議は、今後別交渉となるので早期解決が求められていると考えます。神奈川労連が日立争議の支援を進めていくために、このような神奈川労連の「見解と態度」をあきらかにし、対応することはローカルセンターとして当然のことです。神奈川の労働組合と民主勢力が統一した力をあわせて支援できるように期待し日立神奈川支援共闘会議の誠意ある対応を求めます。